

## 介護保険制度において個人番号を利用する事務・申請について

個人番号（マイナンバー）制度導入にともない、介護保険の各種申請や届出を行なう場合に、個人番号の記入が必要になります。

《個人番号の記入および本人確認が必要な申請・届出等》

- ・介護保険資格取得・異動・喪失届出書
- ・介護保険住所地特例適用・変更・終了届出書
- ・介護保険被保険者証交付申請書
- ・介護保険被保険者証等再交付申請書
- ・介護保険要介護・要支援認定（新規・更新・変更）申請書
- ・介護保険基準収入額適用申請書
- ・介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書
- ・介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書
- ・介護保険給付制限記載消除等申請書
- ・介護保険保険料減免・徴収猶予申請書
- ・居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書

《各種申請における手続きについて》

申請書に個人番号を記入していただき、申請書提出時に個人番号が正しいこと（番号確認）、現に手続きを行なっている方が当該個人番号の正しい持ち主であること（身元確認）の確認をさせていただきますので、下記の書類の提示をお願いいたします。

### 1. 被保険者本人が申請する場合

被保険者本人の、【番号確認】と【身元確認】を行ないます。

#### 【番号確認】

本人の個人番号カード、本人の通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し等

\*これらが困難な場合



保険者等において、住基ネットへの確認や住民基本台帳の確認等によって番号を確認することが可能である。

#### 【身元確認】

・1点で確認できる書類（写真付き）

本人の個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等

\*これらが困難な場合



・2点で確認できる書類

介護保険被保険者証、公的医療保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険限度額認定証、介護保険の各種決定通知書（氏名・住所が記載されたもの）、年金手帳等

## 2. 代理人（家族を含む本人以外の方）が申請する場合

被保険者本人に代わって代理人が申請する場合は、【代理権の確認】、【代理人の身元確認】、【本人の番号確認】が必要になります。

### 【代理権の確認】

代理権の確認は、成年後見人等の法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、家族等の任意代理人の場合は委任状によって行なわれる。

\*これらが困難な場合

↓

本人の介護保険被保険者証など官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の保険者が適当と認められる書類で確認することとなる。

### 【代理人の身元確認】

・ 1 点で確認できる書類(写真付き)

代理人の個人番号カード、運転免許証、介護支援専門員証、パスポート等

\*これらが困難な場合

↓

・ 2 点で確認ができる書類  
代理人の公的医療保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳等

### 【本人の番号確認】

原則として、本人の個人番号カード（又は写し）、本人の通知カード（又は写し）、本人の個人番号が記載された住民票の写し等

\*これらが困難な場合

↓

保険者等において、住基ネットへの確認や住民基本台帳の確認等によって番号確認することが可能である。

## 3. 郵送で申請する場合は、申請書に必要事項を記入の上、以下の書類を添付してください。

### (1) 被保険者本人が申請する場合

本人の【番号確認】と【身元確認】ができる書類の写し。

### (2) 代理人が申請する場合

【代理権の確認】、【代理人の身元確認】、【本人の番号確認】ができる書類の写し。

## 4. 使者(\*)による提出の場合

被保険者本人やそのご家族が記入済みの申請書を被保険者本人の使者に預ける場合は、漏れのない申請書の記入と以下の添付書類を封筒に入れ使者に預けて提出してください。

### (1) 被保険者本人が申請する場合

本人の【番号確認】と【身元確認】ができる書類の写し。

### (2) 代理人が申請する場合

【代理権の確認】、【代理人の身元確認】、【本人の番号確認】ができる書類の写し。

◆ 使者(\*)とは、法律用語で、本人が既に決定している意思を相手方に伝達する人のことです。ここでは、ただ単に書類を預かって提出するにすぎない方としていますので、本人の代わりに書類などに記入することはできません。

### 問い合わせ先

■舟橋村役場 健康福祉課 464-1122

■上市町役場 福祉課 472-1111

■立山町役場 健康福祉課 462-9958

■中新川広域行政事務組合 介護保険課 464-1316